# 枚課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要 田典:厚生労働省HP

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

#### 基本的考え方

- 自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下 ○ 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。 に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、 認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本 クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全 育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童 的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

拙	
炒	1
夜天	
申	

断			₩	な	长	₩	
9 実施主体	都道府県(都	13道府県が認定	都道府県 (都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)	する上で適当と認	める市区町村、国	8間団体等に一部	(委託可)
実施内容							
定員	1回の研修の5 情に応じておま	定員は、おおむす 3むね100名程	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定(認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実 情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可)	を想定(認定資4 )設定も可)	各研修の効果にラ	5 障が生じない限り	、都道府県の実
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目 科目等を追加 特に、講師の過 ある。	目、研修時間数 にての実施も可 巽定に当たって(	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。	J(講義及び演習 <u>負</u> 宜演習を取り入 を適切に実施、す	を合わせて24時れたりするなどしずましままできる者によ	間)(都道府県の写て学びを深めるよう 7年かれるよう十分	実情に応じて研修5な工夫が必要。 うむ工夫が必要。 う配慮する必要が
研修期間等	1回の研修の期間は、 範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜	朝間は、原則と( 施も可) :及び曜日の設え	1回の研修の期間は、原則として2~3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可) 範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。	で実施(都道府     佐県の実情に応	県の実情に応じて にて受講者が受	2期に分けて実施 講しやすいよう適宜	jするなど6か月の 宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラ	,ムを適切に実別	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用	ものを使用			

既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

科目の一部免除

主 存 内 容	<ul> <li>① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者 「2-4 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)</li> <li>② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</li> <li>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)</li> <li>③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」(計2科目)</li> </ul>	【免除の考え方】  〇基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。	受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。	研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。
事項	科目の一部免除(続き)	27	既修了科目の取扱い	修了評価

ま な		都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることもの 可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験 証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道 府県で受講。	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。		都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。	付 都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又 は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
事項	実施手続	受講の申込み 及び受講資格の 確認	受講者本人の確認	受講場所	修了の認定・ 修了証の交付	認定等事務	認定者名簿の 作成	認定者名簿の 管理	修了証の再交付 等	認定の取消

事項位内容研修会参加費用研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者の者又は運営主体が負担。者又は運営主体が負担。費用国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。						
用 研修会参加費用のうち、資料等に係る実者又は運営主体が負担。 国は、都道府県に対して、認定資格研修(※)認定資格研修を受講する際の代替			₩	な	£	<b>₩</b>
	研修会参加費用	研修会参加費用のうち、 者又は運営主体が負担。	資料等に係る実	当部分、研	修会場までの受講す	皆の旅費及び宿泊費については、受講
		国は、都道府県に対して(※)認定資格研修を受	、認定資格研修の実 講する際の代替職員	施に要する の雇上げ経	経費について、別に 費及び研修会場ます	定めるところにより補助。 での旅費については、運営費に計上。

### ドラインの位置づけ

皿 したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として ※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定 位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援 府県あて通知を発出。 認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道)



### 【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】 (パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	<b>ドイダンス</b>			
10:30~12:00	講義·演習①	講義·演習⑤	講義·演習⑨	講義·演習⑶
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義·演習②	講義·演習⑥	講義·演習⑪	講義·演習⑭
(04:40~14:40)				
14:40~16:10	講義·演習③	講義·演習()	講義·演習⑪	講義·演習⑮
(16:10~16:20)				
16:20~17:50	飲息( )	講義·演習®	講義·演習®	講義·演習⑩

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
$10.00 \sim 10.30$	ガイダンス					
$10.30 \sim 12.00$	講義·演習①	講義·演習⑤				
屋食(12:00~13:00)						
$13.00 \sim 14.30$	講義·演習②	講義·演習⑥	講義·演習⑨	講義·演習⑪	講義·演習③	講義·演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義·演習③	講義·演習⑦	講義·演習⑩	講義·演習①	講義·演習⑭	講義·演習⑩
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義·演習④	講義·演習®				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

・演習(1) 講義・演習(4) 講義・演習(7) 講義・演       ・演習(2) 講義・演習(5) 講義・演習(8) 講義・演       ・演習(3) 講義・演習(6) 講義・演習(9) 講義・演		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	日日日
14:30講義·演習①講義·演習②講義·演習②講義·演習②講義·演習②4:30~14:40)講義·演習②講義·演習②講義·演習③講義·演習③16:10講義·演習②講義·演習③講義·演習②6:10~16:20講義·演習③講義·演習②	$12:30\sim13:00$	ン					
4:30~14:40)構義·演習②講義·演習③講義·演習③講義·演習①-16:10講義·演習②講義·演習③講義·演習②6:10~16:20)講義·演習③講義·演習②	$13.00 \sim 14.30$	義·演習(	義·演習(	義·演習(	義·演習	義·演習	講義·演習⑮
6:10講義·演習②講義·演習③講義·演習③講義·演習①講義·演習②0~16:20)20003000	$4:30\sim1$						
0~16:20)	$14:40 \sim 16:10$	義·演習(	義·演習(	義·演習(	義·演習	義·演習	講義·演習 <sup>®</sup>
0   講義·演習(3)   講義·演習(6)   講義·演習(9)   講義·演習	$\sim$						
	$16:20 \sim 17:50$	講義·演習③	講義·演習⑥	講義·演習⑨	義·演習		

## (パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

8日目		講義·演習⑮		講義·演習⑥	
7日目		·演習(3)		·演習(4)	
		) 講義		) 講義	
日日		·演習①		·演習①	
9		講義		講義	
日日		·演習⑨		·演習⑪	
5		講義		講義	
日日		演習⑦		演習(8)	
4		·肄業		講義·	
日目		·演習⑤		·演習⑥	
3		講義		講義	
日日		·演習③		·演習4	
2		講義		講義	
日日	ダンス	演習①		演習②	
_	ガイ	講義.		講義	
	$00.6 \sim 0$	$0 \sim 10.30$	$0.30 \sim 10.40$	$\sim 12:10$	
	8:30	9:00	休憩(1)	10:40	